

「消費生活相談員資格（消費生活専門相談員資格）」の取得に挑戦してみませんか？

富山県消費生活センターでは、消費生活相談員が、地域の方々の消費生活に関するさまざまな相談にあたっています。

「消費生活相談員資格」は、消費者安全法に基づく国家資格として、2016 年度に創設されました。独立行政法人国民生活センターは、登録試験機関としてこの試験を実施しています。この資格試験は、国民生活センターが1991年から実施してきた「消費生活専門相談員資格認定試験」を兼ねています。令和6年度の第1次試験は10月19日（土）で、どなたでも受験できます。受験申込は7月31日（水）までです。（当日消印有効）。



インターネットでの受験申込みも可能です。

消費生活相談員資格試験お知らせサイト（URL <https://shikakushiken.kokusen.go.jp/>）

受験要項は国民生活センターウェブサイトからダウンロードいただけます。

（URL <https://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>）



郵送を希望される場合は、返信用封筒（A4 サイズを折らずに入れられる封筒に 210 円分切手貼付、宛先明記）を同封のうえ、郵便にて下記宛先までご請求ください。

〔資料請求および問い合わせ先〕

〒108-8602 東京都港区高輪 3-13-22

独立行政法人 国民生活センター 教育研修部 資格制度課

TEL : 03-3443-7855（平日 9 : 30~12 : 00 13 : 00~18 : 15）

※当センターに受験要項を若干用意しておりますので、来所していただければお渡しすることができます。

※消費者庁では、全国各地の消費生活センター等で相談業務等を担う人材の確保を目的として「消費生活相談員資格試験対策講座」「消費生活相談員養成講座」を実施します。

（URL https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/consumer_affairs_consultants.html）

